

平成30年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業
事業者募集要項等の質問・回答について

質問期間中(平成30年4月2日から4月11日まで)に受け付けた質問とその回答の要旨は、下記のとおりです。

No.	質問事項に係る募集要項等のページ	質問事項に係る募集要項等の具体的な箇所	質問事項	回答
1	募集要項 P.1	第2の1(1) 事業内容	補助対象となる事業には、相談窓口(自店舗)によるセミナー開催も含まれるのか。	普及啓発事業のイベント等による取組は東京都内で実施するものが対象となりますので、都内の相談窓口(自店舗)で実施されるものであれば、補助対象となります。
2	募集要項 P.1	第2の1(1) 事業内容	補助対象となる事業には「個別相談会」としての開催も含まれるのか。	普及啓発事業の取組と一緒に「個別相談会」を実施することは可能です。ただし相談事業の補助対象経費は、事業者の相談事例報告書作成に要する経費のみとなりますので、「個別相談会」の実施に係る経費は、普及啓発事業の補助対象には含まれません。
3	募集要項 P.2	第2の1(8) 補助対象経費	広報活動費名目で電車広告やWebリスティング広告は補助対象経費になるのか。	空き家所有者等に対する空き家の利活用等の意識を高めるための取組として実施される広告であれば、補助対象となります。
4	募集要項 P.2	第2の2(1) 相談窓口の設置	相談員は弊社の社員でなければならないか。協力事業者、提携先の企業の社員のみは不可か。	ワンストップ相談窓口での相談は、事業者の相談員で行っていただくのが原則です。
5	募集要項 P.2	第2の2(1) 相談窓口の設置	概ね年間何日程度、相談に対応できる体制が必要か。 また、過去の実績では事業者は年間何件ぐらいの相談を受けたのか。	相談窓口の開設日・時間等に規定はありませんが、相談者からの相談に最大限対応出来る体制を整えていただくことが望ましいです。 東京都が昨年度までに実施したモデル事業の実績については、現時点において公開しておりません。
6	募集要項 P.6	第7の1 応募資格	応募事業者が管理するホームページ上に加盟店の紹介ページを設け、空き家の管理・活用等に関する相談窓口として掲載している。ホームページを閲覧した方は応募事業者又は各加盟店に電話・メール等で問い合わせをし、空き家管理サービスを申し込む、空き家の売却等を依頼する流れとなる。このような場合、都内の加盟店を応募資格の「相談窓口を東京都内に設置した実績」に該当するといえるか。	貴社の都内の加盟店舗で、空き家の相談窓口として相談実績があるということでしたら、応募資格の相談窓口を東京都内に設置した実績があるとみなします。
7	募集要項 P.6	第7の1 応募資格	専門家とチームを組み、チームのいずれかメンバーに空き家の相続案件などの相談があった場合、ワンストップで相談者に対する適切なサービスを提供する体制を整え、実績があるが、直接「空き家対策」という名称の窓口を開設した実績は無く、今後設置する予定だが、募集要項第7の1(1)の応募資格を満たすか。	空き家の発生抑制・有効活用・適正管理に関する相談窓口を東京都内に設置した実績がある場合に応募資格を有します。
8	募集要項 P.6	第7の1 応募資格	複数の企業が共同で応募者となり応募することは可能か。	事業を共同で行うことは可能ですが、申し込みはその内の1者が行ってください。

平成30年度東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業
事業者募集要項等の質問・回答について

質問期間中(平成30年4月2日から4月11日まで)に受け付けた質問とその回答の要旨は、下記のとおりです。

No.	質問事項に係る募集要項等のページ	質問事項に係る募集要項等の具体的な箇所	質問事項	回答
9	募集要項 P.6	第8の(5)、(6) 応募書類	当会においては、総会が5月にあるため「平成29年度収支決算書」及び「平成30年度収支予算書」のいずれも総会未承認のものとなる。なお執行機関に当たる「正副会長会」「部長会」の確認は得られたものは提出できるがそれで足りるか。	総会未承認という事でしたら、「正副会長会」「部長会」の確認が得られたもので、結構です。
10	募集要項 P.6	第8の1(7) 応募書類	法人住民税は法人都民税に読み替えることで問題ないか。	都内の法人であれば、法人都民税の納税証明書をご提出ください。都外の法人の場合は県税事務所発行の法人県民税の納税証明書のご提出をお願いいたします。
11	募集要項 P.6	第8の(5)、(6) 応募書類	(5) 平成29年度収支決算書について、今年未申告だが良いのか。貸借対照表及び損益計算書だけで良いのか。税金の申告書部分は不要か。 (6) 平成30年度収支予算書について、補助金収入・補助対象経費は予算に入れるのか。	(5) 平成29年度収支決算書に代わる書類として、税務署へ提出した法人税確定申告書の写し(①別表第一～第十六、②決算報告書等全て)をご提出ください。※税務署受付印のあるものをご提出ください。電子申告を利用した場合は、税務署の受付印に代えて、税務署から送信された受付結果(受信通知)を出力したものをご提出ください。 (6) 平成30年度収支予算書には、本事業の補助金収入は含めず、ご提出ください。また補助対象経費についても、本事業の補助金の交付を前提とした事業経費であれば、予算に含めずご提出ください。※本事業の補助金を交付されなかった場合も実施する前提で補助対象事業費を含めて収支予算を組まれている場合は、予算に含めることは構いません。
12	募集要項 P.7	第9 審査・選定	プレゼンテーションに参加できるのは別紙様式2—2記載の「本事業の責任者等」のみか。 また、人数は何人まで参加できるのか。	プレゼンテーションの実施に際しては、別途案内を送付しますが、今のところ3名以内を予定しています。
13	募集要項 別紙様式2—11	専門家及び協力事業者リスト	現時点において、個々の専門家及び事業者を記載する方法のほか、事業者団体(たとえば不動産業者団体)と当会との協定に基づく形で「事業者団体の記載」も検討しているがこれは可能か。(当会においては、相談事業において当会の窓口問合せに対して事業者団体に連絡し、当該事業者団体が推薦する事業者とともに協働していくことも考えているため。)	専門家・協力事業者については、具体的な手法の提案ができる専門家・協力事業者名の記載があることが望ましいですが、事業者団体の記載も可能です。
14	補助金交付要綱 P.5	第6の4 他の補助事業で補助対象となっているものは、本事業の補助対象経費から除く	区市町村にて空き家対策総合相談事業事業者募集がある。(補助事業ではないため、補助金の交付はない) 本事業と両方の申請をすることに問題はあるか。	本事業の事業者として実施する普及啓発事業及び相談事業と区市町村の事業の実施内容及びそれに係る経費が切り分けられる場合は、両立は問題ありません。
15	補助金交付要綱 P.5		区市町村と空き家の事業について包括協定の可能性を模索しているが、本事業の応募に問題はあるか。	区市町村との包括協定の内容が不明で、本事業との関係がわからないため、回答出来ません。

以上